

■ 食事標準負担額

A	B、C、Dのいずれにも該当しない方	一般所得区分の世帯（住民税課税世帯）	1食	510円
B	C、Dのいずれにも該当しない指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等		1食	300円
C	住民税非課税世帯 [70歳以上では低所得者Ⅱの方] (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	1食	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	1食	190円
D	70歳以上で低所得者Ⅰの方 (※2)		1食	110円

※1 低所得者Ⅱとは、世帯員全員が①住民税非課税の方、又は②生活保護法の要保護者であって自己負担限度額・食事標準負担額の減額により保護が必要でなくなる方

※2 低所得者Ⅰとは、世帯員全員が「低所得者Ⅱ」に該当し、かつ、その世帯所得が一定基準以下（各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円で年金収入が80万円以下など）の方